平成30年12月11日開催

【第23期】

第18回

津奈木町農業委員会議事録

津奈木町農業委員会第18回総会議事録

1.開催日時：平成30年12月11日(火)

午後3時00分から 午後3時40分

2.開催場所：津奈木町役場2階会議室

3.出席委員

農業委員

1番：岩﨑　幸一　　2番：福山　鉄也

3番：坂本　尚規　　4番：澤田　憲生

5番：山﨑　繁治　　6番：山口　祥子

農地利用最適化推進委

村嶋　靖仁　　新立　広

堀田　信雄　　西平　久雄

篠原　俊二

4.欠席委員　　なし

5.議事日程

報告第7号　農地法第3条許可による合意解約について

議案第41号　農用地利用集積計画の承認について

議案第42号　非農地証明申請について

6.農業委員会事務局職員氏名

事務局長：　新立　啓介

事務局員：　下田　曹士

7.会議の概要

事務局長	本日の総会につきまして、11 月 28 日付農業委員会告示第 12 号で招集告示を致しましたところ、全員出席ですので、農業委員会等関する法律第２７条第３項の規定により本日の総会は成立します。 なお、会議規則第４条の規定により会長が議長となりますので、議事進行については、よろしくお願いいたします。 （　～　挨　拶　～　）
岩﨑会長	ただ今から、平成 30 年度第 18 回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 **【日程第１：議事録署名委員の指名】**
岩﨑会長	日程第１番、議事録署名委員の指名を行います。 本総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第７条第２項の規定により 2 番・福山委員、3 番・坂本委員を指名します。 **【日程第２：諸般の報告】** （なし） **【日程第３：報告第 7 号　農地法第 3 条の許可による合意解約について】**
岩﨑会長	次に、日程 3 に入らせていただきます。 報告第 7 号「農地法第 3 条の許可による合意解約について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
事務局長	（事務局長説明）
岩﨑会長	ありがとうございました。これは報告案件ですので以上になります。

	【日程第 4：議案第 41 号　農用地利用集積計画の承認について】
岩﨑会長	議案第 41 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
事務局長	（事務局長説明）
岩﨑会長	ありがとうございました。番号 1 につきまして、担当委員である山口委員より説明をお願いします。
山口委員	この議案は私の夫が受け手となっております。 3 年前に出し手の方が作って欲しいということで設定を行い 3 年がたち今回再設定を行うというものです。特に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。
岩﨑会長	ありがとうございました。番号 2 については私が担当ですので私から説明いたします。
岩﨑会長	受け手の方は町外に住んでいます。出し手の方は私と同じ地区に住んでます。設定期間は 2 年と短いですが、受け手の町内の知り合いの方から聞いたところ、豆類を作るようです。受け手の方が住んでいる地域では霜が強くそういった所では、耕作に向いていないということなので町内で耕作されていない土地があるので、そこで試しに作ってみたいということです。受け手の方が進んで役場の方に来て書類も記入したという話を聞いたので、意欲のある方だとは思います。 出し手の方も、自分ではどうすることも出来ないと話しており喜んで出したいということでした。是非、審議の程をよろしくお願いします。

山﨑委員	出し手の方は農業をやられているのですか。
岩﨑会長	いいえ、会社員だったそうです。
山﨑委員	会長は、直接受け手の方と会ったのですか。
岩﨑会長	いいえ、会ってはいません。直接役場に来られたという話は聞いています。
澤田委員	農地を持ってない（下限面積を満たしていない）方に利用権を設定していいのか。現在申請地が荒地ということで耕作をしていただくのは、いいことではあるがそれは別として許可を出していいのか。 これを認めてしまうと、専業で農業をしている人が農地を借りれなくなってしまう事態が起こってしまう。零細農家を乱立させないことも農業委員会の役割ではないか。もう少し詳細を確認して欲しい。
事務局長	一応、確認をさせてもらって何ら問題がなければ、この総会で認めたということにして、問題があった場合は、保留でこの件は処理をさせていただきます。
岩﨑会長	今、あったように今回は以上のような処理でよろしいでしょうか。 （委員全員：異議無し）
岩﨑会長	次に、番号３につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局員	それでは、説明します。番号３については、先程の合意解約の件に関連するものです。これまでは、個人で利用権設定を結んでいたのですが、それを解約して、その土地を、農業公社の方に出して、農業公社を経由して受け手の方が設立した農業経営法人が受け手となって契約をするというものです。設定期間は、来年の１月３１日に、土地の引渡しを行いますので、平成３１年２月１日から１０年で、設定をします。説明は以上です。
岩﨑会長	ありがとうございました。ただ今、説明がありましたが、皆様から質疑はございませんか。 （質疑無し）
岩﨑会長	それでは、採決を行います。番号１につきまして、異議無しの委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
岩﨑会長	ありがとうございました。異議なしということですので、番号１については、原案のとおり決定いたします。次に番号３について異議無しの委員は、挙手をお願いします。 （全員挙手）
岩﨑会長	ありがとうございました。異議無しということですので番号３については、原案のとおり決定いたします。

	【日程第５：議案第 42 号　非農地証明の申請について】 次に、議案第 42 号「非農地証明の申請」についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。
事務局長	（事務局長説明）
岩﨑会長	ただ今、事務局長より説明がありました。現地調査の担当委員である山口委員より説明をお願いします。
山口委員	12 月 6 日に現地に西平推進委員と事務局で行ってきました。私が、現地の近くに住んでいるのですが、20 年ほど前から荒れている状態でした。実際、現地に足を踏み入れてみたのですが原野の状態であり、そこを、耕して畑、田んぼにするというのは、無理だと感じました。 説明は以上です。
岩﨑会長	ありがとうございました。西平推進委員より補足することがあればお願いします。
西平推進委員	今、山口委員がおっしゃったとおり、雑草も多く生えており、農地として利用するのは不可能であると思います。よろしくお願いします。
岩﨑会長	ありがとうございました。ただ今、担当委員より説明がありましたが質疑はございませんか。
山﨑委員	地権者は現在、福岡にいるということだが、非農地化する目的は何か。

事務局員	現況が、変化して耕作できる状況ではないので、今回申請書を出したという話は聞いています。
山﨑委員	非農地化して転売したり、宅地にしたりということではないですね。
事務局員	はい。そのような話は聞いてないです。
山﨑委員	はい、分かりました。
岩﨑会長	他に、皆様方から何か質疑は、ございませんか。 （質疑無し）
岩﨑会長	それでは、採決を行います。議案第 42 号につきまして異議無しの委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
岩﨑会長	ありがとうございました。異議無しということですので議案第 42 号は、原案のとおり決定いたしました。 **【日程第 5：その他について】** 次に日程 5：その他事項に入ります。事務局、説明をお願いします。 ① 1 月総会までの日程について。 ②平成 30 年度、転用申請のあった農地の見回りの案内について

岩﨑会長	以上で本日の議案並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 （ほかに案件なし）
岩﨑会長	よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年度第18回津奈木町農業委員会総会を閉会します。 【終了時間　15時40分】